

コーポレート・ガバナンスに関する開示方法の見直しに伴う 有価証券上場規程等の一部改正について

平成18年2月28日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

最近、上場会社による不祥事が続発する中で、改めて上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの重要性が指摘されている。

当取引所では、従来から、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する施策等については開示対象としていたが、決算短信において他の情報と併せて開示されるため、投資者からの注目度が低く、また、一覧性がないため投資判断の参考にしづらいといった問題があった。

そこで、当取引所は、こういった問題点を改善するため、従来のコーポレート・ガバナンスに関する開示方法を見直し、新たに「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出及び開示を求め、また、「有価証券上場規程」等の一部を改正することとする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出及び開示

株券（外国株券を除く。）の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該株券の上場を承認した場合には、以下のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

その他当取引所が必要と認める事項

・有価証券上場規程第7条の5、同取扱い要領10の4

(2) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の修正等

上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

当該変更内容が、資本構成及び企業属性に関する事項であるときには、当該変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

・適時開示規則第4条の5、同取扱い4の3

(3) その他

従来の決算短信でのコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示は、平成18年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から要しないものとする

・改正前適時開示規則第2条第9項

3. 施行日

- ・平成18年3月1日から施行する。
- ・施行日において現に上場されている株券（外国株券を除く。）の発行者は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を平成18年5月31日までに当取引所に提出するものとする。

以 上